

毎週火、金曜日発行(但休日)に当る。昭和四年四月十五日第三種郵便物認可。 (翌日)

鳥取県公報

目次
◇条例 鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例
鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例を廃止する条例

条 例

鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第一号

鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅管理条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅中

三十四年	清水境港市外江町	簡易耐火一、五八〇円
三十五年	高松境港市竹内町	簡易耐火一、二四〇円
三十五年	高松境港市竹内町	簡易耐火一、六一〇円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和三十六年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二号

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例を

鳥取県種鶏検査並びに、卵業者登録条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号)は、廃止する。

鳥取県種鶏検査並びに、卵業者登録条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号)は、廃止する。

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県種鶏検査並びに、卵業者登録条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号)は、廃止する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目、
鳥取県鳥取市栗谷町、
鳥取県鳥取市印旛町、
鳥取県鳥取市印刷所

鳥取県鳥取市東町一丁目、
鳥取県鳥取市栗谷町、
鳥取県鳥取市印旛町、
鳥取県鳥取市印刷所

鳥取県鳥取市東町一丁目、
鳥取県鳥取市栗谷町、
鳥取県鳥取市印旛町、
鳥取県鳥取市印刷所

定価 一部月額二〇円(送料共)